

見 積 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 5 年 11 月 1 日

全国健康保険協会石川支部
支部長 赤澤 信秀

1 調達内容

(1) 調達件名

産業廃棄物（廃プラスチック類）処理業務委託

(2) 調達業務の内容

全国健康保険協会石川支部の個人情報を含む産業廃棄物について廃棄処理を行う。
※詳細は見積説明書及び仕様書による。

(3) 予定数量及び予定回数

予定回数・時期 年間 2 回（11 月、3 月）
プラスチックカード（PVC 含）の数量：年間約 500 kg
※詳細は仕様書による。

(4) 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(5) 搬出場所

全国健康保険協会石川支部

(6) 見積競争方法

契約は単価契約とし、見積金額は廃棄物 1 kgあたりの単価に予定数量を乗じて算出した金額（算出された額に 1 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）及び、1 回あたりの人件費等に予定回数を乗じて算出した金額の合計金額を見積書に記載すること。なお、見積金額には当該業務遂行に要する一切の諸経費を含めること。また、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。

契約者の決定にあたっては、期限内に適正な見積書を提出した者のうち、見積金額が全国健康保険協会石川支部の定める予算限度額の範囲内であり、かつ最低見積金額を提示した者を契約の相手方とする。

見積書には、案件名、処分方法、見積額、事業所名称、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) プライバシーマーク、ISO/IEC 27001、JISQ 27001 のうちいずれかの認証を取得しているか又は、それらに準ずる認証を取得し、個人情報保護に係る実施体制が整備されていること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (7) 産業廃棄物の処分施設のある場所を管轄する都道府県知事等の許可を受け、廃プラスチック類の処分が事業内容に含まれている産業廃棄物処分業者であること。
- (8) その他、仕様書等にある委託条件を満たしている者であること。

3 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8767 石川県金沢市南町 4-55 WAKITA 金沢ビル 9 階

全国健康保険協会石川支部

企画総務グループ（担当）竹内 電話番号 076-264-7201

- (2) 仕様書に関する質問の受付及び回答

質問は、下記により FAX（A4 様式自由）にて受け付ける。

受付先：石川県金沢市南町 4-55 WAKITA 金沢ビル 9 階

全国健康保険協会石川支部

レセプトグループ FAX 番号 076-264-7206

受付期間：令和 5 年 11 月 10 日（金）午前 11 時 00 分まで

回答：令和 5 年 11 月 13 日（月）までに電話又は FAX にて行う。

- (3) 見積書等の提出期限

令和 5 年 11 月 20 日（月）午後 3 時 00 分まで

持参または郵送とする。（郵送の場合は必着とする）

- (3) 提出書類

- ・見積書
- ・個人情報の保護に関する認証を取得していることが確認できる書類の写し（上記 2（2）参照）
- ・産業廃棄物処分業に係る都道府県知事等の許可を有することが確認できる書類の写し
- ・見積説明書に示す（様式 1、2）、及び別紙 1（処分場届）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

全額免除とする。

(3) 見積競争の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積書、競争参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他見積競争の条件に違反した見積書の提出は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 手続きにおける交渉の有無 無

(6) 提出した見積書の差替え、変更または取消しをすることはできない。

(7) 見積競争参加者は仕様書及び契約書（案）を熟覧のうえ、これらの全ての内容に合意したうえで参加すること。この場合において、仕様書及び契約書（案）等について疑義があるときは、見積書提出前に委託者の説明を求めることが出来ること。

(8) 競争参加資格停止業者の公表

契約の履行等に関して問題のあった事業者については、全国健康保険協会競争参加資格停止措置要領に基づき、競争参加資格停止措置をとる場合がある。競争参加資格停止措置を行った場合は、停止期間中、当該事業者の名称、所在地、停止期間及び停止理由を全国健康保険協会ホームページ上に公表することとなる。

(9) 見積競争は総価にて実施するが、契約は単価契約とする。

(10) 決定業者には令和5年11月21日（木）までに電話で連絡することとする。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。